

統計委第15号
令和元年12月20日

総務大臣
高市早苗 殿

統計委員会委員長
北村行伸

**諮詢第134号の答申
商業動態統計調査の変更について**

本委員会は、諮詢第134号による商業動態統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和元年11月19日付け20191113統第2号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「商業動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 報告者数と母集団情報の変更について

本申請では、令和元年6月の統計委員会からの諮詢第129号の答申を踏まえ、令和2年3月分以降の調査における報告者数及び母集団情報について、表1のとおり、変更することを計画している。

表1 報告者数の見直し

項目	現行計画	変更（案）
報告者 の数	全体 約 20,000 事業所・企業	約 25,000 事業所・企業
	甲調査 約 800 事業所	約 900 事業所
	乙調査 約 14,300 事業所	約 18,400 事業所
	丙調査 約 5,100 事業所	約 6,000 事業所
	丁調査 約 150 企業	約 150 企業
母集団情報	商業統計調査	経済センサス・活動調査

（注）母集団名簿に掲載された企業、事業所について、甲調査、丙調査、丁調査は全数選定、乙調査は、無作為抽出で選定している。

これらの変更については、最新の母集団情報を使用するとともに、郵送・オンライン調査への変更も加味した上で、結果精度の確保に必要な報告者数としていることから、適当と考える。

イ POSデータ等を用いた報告の追加

本申請では、報告義務者からの報告の方法について、従来の方法に加えて、家電大型専門店を有する企業のPOSデータ等の情報等を取り扱う事業者が、当該情報等を丁2調査票で報告を求める事項に組み替えた上で、提出すること可とする等の変更を計画している。

これらについては、報告義務者が保有する情報を活用することで報告者負担の軽減に資することから、適当と考える。

なお、POSデータ等から調査票情報に組み替えた結果が報告義務者の回答すべき内容となっているかどうかの確認作業については、組替集計作業の見直しを行った際等適時実施することが必要である。

2 統計委員会諮問第129号の答申（令和元年6月27日付け統計委第4号）における「今後の課題」への対応状況等について

本調査については、前回答申において、表2のとおり、検討課題が指摘されている。

表2 前回答申における「今後の課題」について

(1) 調査方法の変更による影響の分析・検証

本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。

このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

また、調査区調査が廃止される中、下記(4)に指摘するとおり、事業所母集団データベースの活用等による新設・廃業事業所の把握方法についても検討すること。

(2) 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討

今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果や利活用ニーズを踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。

- ① 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。
- ② 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。

(3) 報告者数の再計算

令和2年（2020年）3月分調査以降の報告者数については、調査対象の範囲を従来どおりとした上で、平成28年経済センサス・活動調査を母集団情報として、郵送・オンライン調査への変更も加味した標本設計に見直して再計算し、令和2年（2020年）3月分調査の調査開始までに再度申請すること。

(4) 母集団情報の整備に向けた検討

本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことや調査員調査の廃止により新規事業所の把握が困難となることに伴い、経済センサス・活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討すること。特に、事業所母集団データベースの年次フレームは、より早期に基礎的な名簿情報の把握が可能なことから、その活用による新設・廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること

(5) 公表の早期化に向けた検討

本調査については、今回、甲及び乙調査の調査方法を変更し、郵送・オンライン調査に一本化されることから、その実施状況や報告者負担も踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討すること。

このうち、「(3) 報告者数の再計算」については、上記1のとおり、対応は適当である。一方、残りの今後の課題については、令和2年3月分調査以降に実施する新たな調査計画に基づく本調査の実施後に検討が必要なことから、引き続き、今後の課題として検討が必要であることを指摘する。

以上